

奈良県告示第二百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 名称 上津ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 上津ダム堰堤南東岸を起点とし、上津ダム管理用道路を南東に百八十メートル進み、村道上津ダム湖道路線との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を南進しフナ橋北詰との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を南東進及び北東進し村道菅生牛岩線との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を南進し七尋橋東詰との交点に至り、さらに七尋橋西詰に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を北西進してフナ橋南詰との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を南西進し村道ノキ山フツタ線との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を北進及び西進してスズ橋東詰に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を南西進し村道箕輪三ヶ谷線と堂前橋との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を堂前橋を渡って北進及び北東進し村道上津箕輪線との交点に至り、同所から村道上津ダム湖道路線を北東進しスズ橋西詰に至り、同所より上津ダム堰堤を通って起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

一 名称 福住特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 天理市福住町地内の市道六百三十七号福祉センター線と国道二十五号の交点を起点とし、同所から国道二十五号線を南進し、特別養護老人ホームやすらぎ園前の里道との交点に至り、同所から里道を南西進及び北西進し、市道八十八号長滝上入田線との交点に至り、同所から市道八十八号線を北東進し、市道六百九十三号福住運動場線との交点に至り、同所から市道六百九十三号線を北東進し、市道六百三十七号線との交点に至り、同所から市道六百三十七号線を東進して起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

福住特定猟具使用禁止区域(銃)

